

日本における財政・社会保障の 課題～国と地方の関係から～

林正義 東京大学大学院経済学研究科

日本の社会保障の特徴

▶ 主流と残余

◦ 主流: 社会保険

- 主流の主流: 被用者/企業ベース(労働保険・厚生年金・組合健保)
- 主流の残余: 自営業者その他(国民年金・国民健康保険)

◦ 残余: 公的扶助: 生活保護+その他地方自治体の単独事業

▶ 主流は国(企業)へ残余は地方公共団体へ

◦ 地方への財政移転

- 国庫負担金による負担
- 地方交付税による財源保障
- 多層にわたる制度間財政移転(国民健康保険, 介護保険)

日本の社会保障スキーム

	社会保険				公的扶助		
	労働保険	年金(老齢・障害・遺族)	医療	介護	所得維持	医療	介護
正規労働者 (大企業)	雇用保険 労働災害保 険	厚生年金 (国民年金 +厚生年 金)	被雇用者保 険組合	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
正規労働者 (中小企業)			協会けんぽ (県単位の 保険料)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
非正規労働 者	n.a.?	国民年金	国民健康保 険(市町 村)?	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
自営業者	n.a.		国民健康保 険(市町村)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
高齢者	n.a.	n.a.	国民健康保 険(市町村) 高齢者医療 (市町村)	介護保険 (市町村)	生活保護: 生活扶助+ 家賃扶助な ど(市町村)	生活保護: 医療扶助 (市町村)	生活保護: 介護扶助 [自己負担 分および保 険料のみ] (市町村)
その他	n.a.	国民年金	国民健康保 険(市町村)	介護保険 (市町村)			

社会保障における地方財政の重要性

- ▶ 年金関係を除き，社会保障における歳出の大部分は地方（市町村と都道府県）によって担われている。
 - 生活保護
 - 各種福祉（児童，障害者，高齢者）サービス
 - 介護保険の保険者
 - 国民健康保険の保険者
 - 医療計画，保健事業
- ▶ これらの地方歳出シェアは国際的にみても非常に大きい。

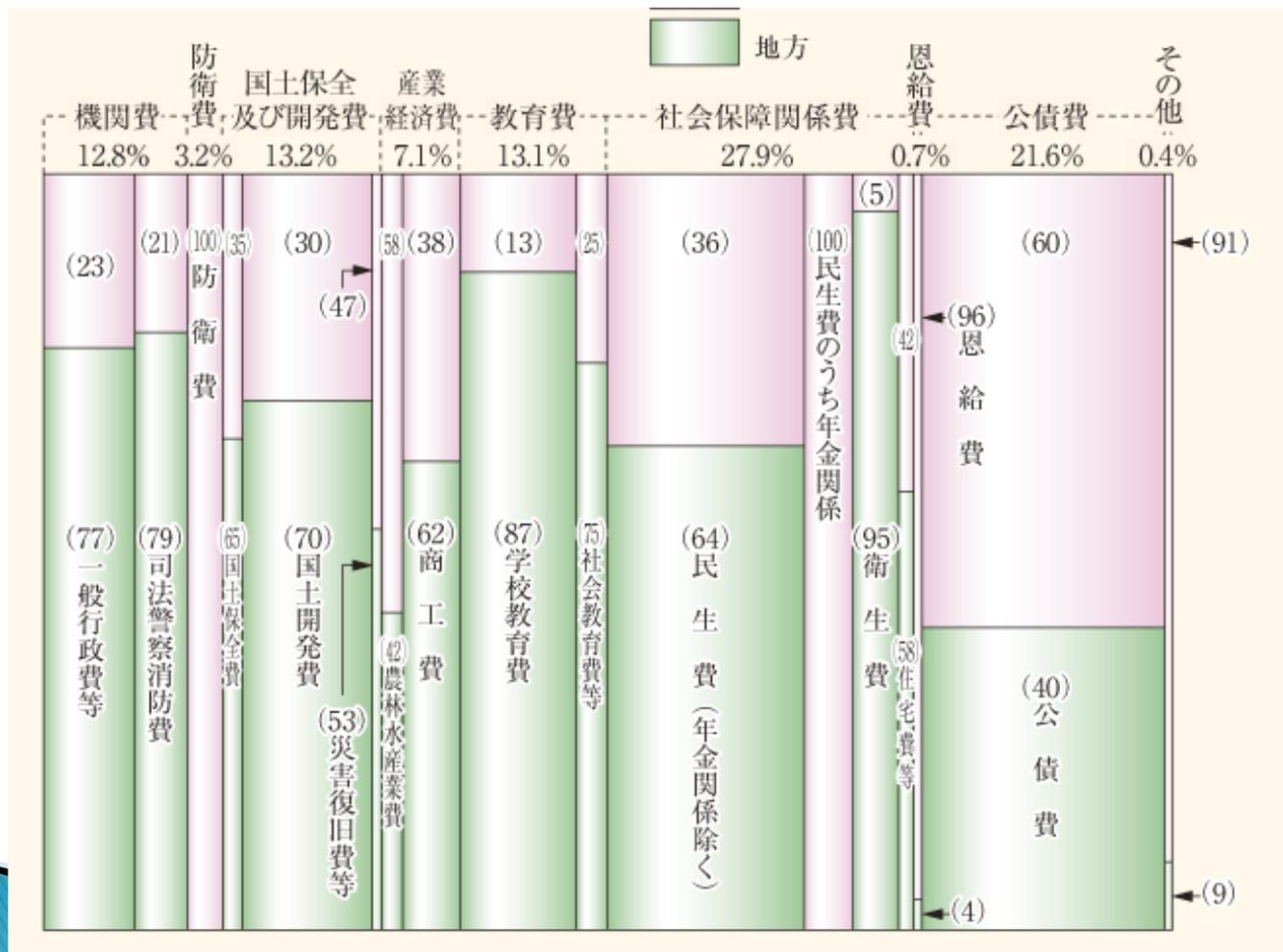
社会保障における歳出の大部分は地方による:

社会保障と地方の関与(例)

	県	市町村
医療	医療計画, 医療適正化計画, 保健事業(予防接種・健康診断・健康教育), 公立病院	国民健康保険(保険者), 保健事業(予防接種・健康診断・健康教育), 公立病院, 後期高齢者医療制度
老人福祉	介護サービスの指定・監督 介護保険支援計画(必要入所定員総数の設定)	介護保険(保険者), 介護サービス(地域密着型)の指定・監督, 介護サービス提供(一部), 地域支援事業(介護予防・その他包括支援), 上乗せ・横出し
児童福祉	児童手当負担(1/3. 被用者の場合1/10)	保育事業, ひとり親支援, 母親支援(幼児クラブ), 健全育成事業(学童保育・児童館), 児童福祉施設の設置(助産施設, 乳児院, 母子生活支援施設, 保育所, 児童擁護施設etc) 児童手当給付(1/3負担, 被用者1/10負担), 児童扶養手当給付(2/3負担)
障害者福祉	障害者手帳の交付, 自立支援費給付, 地域生活支援事業(市町村の代行), 権利擁護のための助言・情報提供, 特別児童扶養手当給付, 都道府県障害者福祉計画の策定	障害者(児)の生活実態の把握・関連機関との綿密な連携, 情報提供・相談・指導, 自立支援給付, 地域生活支援事業, 障害者福祉サービス(介護給付・訓練等給付), 障害者程度区分認定, 市町村障害者福祉計画の策定
生活保護	福祉事務所を持たない町村部を対象. 生活保護費1/4負担(人件費除く), 自立支援事業	生活保護費1/4負担(人件費除く), 自立支援事業

- ▶ 一般会計・普通会計ベースでは，民生費（年金関係を除く）における地方歳出シェアは64%（H.19年度決算）。

歳出純計149兆円



資料：平成21年版地方財政白書
 注：平成19年度決算。括弧内は比率(%)；国は一般会計と交付税および譲与税配付金・公共事業関係等の9特別会計の純計，地方は普通会計の歳出分から重複部分を除いたもの

▶ 社会保障基金に分類される項目のうち，地方が支出するもの

(10億円)

	現物社会移 転以外の社 会給付	払い戻しによ る社会保障給 付	その他の現物 社会保障給 付	合計
国民健康保険	153.6	755.2	7,941.2	8,850.0
老人保健医療			10,296.4	10,296.4
児童手当	964.4	0.0	0.0	964.4
介護保険	33.8	105.5	6,040.9	5,069.4
地方公務員共済組合	4,430.8	58.1	580.5	5,069.4
合計	5,582.6	918.8	24,859.0	31,360.4

2007年度計数
出所:「国民経済計算」

(単位: 兆円)

2006年度	① 中央 政府	② 地方 政府	③社会保障基金		⑤地方= ②+④	⑥合計= ①+ ②+③	地方 割合= ⑤÷⑥
			④地方				
現実最終消費 (集合消費支出)	12,365	27,766	674	0	27,766	40,805	68.0%
現物社会移転 (個別消費支出)	1,984	15,974	34,364	25,778	41,752	52,321	79.8%
現物社会給付	0	0	33,500	25,778	25,778	33,500	76.9%
払い戻しによる社会保障給付	0	0	1,323	919	919	1,323	69.5%
その他の現物社会保障給付	0	0	32,178	24,859	24,859	32,178	77.3%
個別的な非市場財・サービスの移転	1,984	15,974	863	0	15,974	18,821	84.9%
現物社会移転以外の社会給付	1,708	9,649	49,018	5,583	15,232	60,375	25.2%
現金による社会保障給付	0	0	48,994	5,583	5,583	48,994	11.4%
無基金雇用者社会給付(注1)	624	3,206	25	0	3,206	3,855	83.2%
社会扶助給付	1,084	6,443	0	0	6,443	7,527	85.6%
その他の経常移転(支払)(注2)	3,313	3,985	397	0	3,985	7,696	51.8%
資本移転 (支払)	6,506	3,041	62	0	3,041	9,609	31.7%
総固定資本形成	4,097	11,503	61	0	11,503	15,661	73.4%
土地の購入(純)	216	1,617	-7	0	1,617	1,825	88.6%
合計	30,189	73,535	84,569	31,360	104,895	188,292	55.7%

注1 政府部門が雇主として雇用者に支払う公務災害補償, 労災にかかる見舞金, 家族手当, 退職一時金などの給付。

注2 一般政府内の経常移転を除く。

出所: 2007年度「国民経済計算」

国際比較

- 社会保障分野における日本の地方歳出シェアは国際的にみても非常に大きい。

連邦国家	社会給付		社会扶助給付	
	州	地方	州	地方
オーストラリア (2006)	0.051	0.000	0.055	0.000
オーストリア (2006)	0.108	0.055	n.a.	n.a.
ベルギー (2006)	0.090	0.034	n.a.	n.a.
カナダ (2006)	0.165	0.000	0.071	0.000
ドイツ (2006)	0.081	0.077	0.218	0.361

出典: IMF *Government Financial Statistics*

単一国家	社会給付		社会扶助給付	
	州	地方	州	地方
デンマーク (2006)	—	0.708	—	0.901
フィンランド (2006)	—	0.083	—	0.329
フランス (2006)	—	0.040	—	0.323*
アイスランド (2006)	—	0.076	—	0.293
イタリア (2006)	—	0.146	—	0.397**
ルクセンブルグ (2006)	—	0.003	—	n.a.
オランダ (2006)	—	0.080	—	0.329
ニュージーランド (2006)	—	0.000	—	0.000
スウェーデン (2006)	—	0.175	—	n.a.
英国 (2005)	—	0.114	—	0.197

注: *2004年データ, **2003年データ

注: デンマークの基礎自治体は年金の給付業務を行う。

出典: IMF *Government Financial Statistics*

地方がその一般財源から負担する「社会保障給付費」は少なくない

- ▶ 日本の「社会保障給付費」には、統計上の制約により、地方が一般財源を用いて行っている地方単独事業が含まれていない。
- ▶ 地方単独事業を含まない「社会保障給付費」における地方負担分は約7.8兆円(H19年度)
- ▶ 地方の一般財源による地方単独事業として、さらに約7.2兆円の支出が存在(総務省調査)。
- ▶ 本来の社会保障給付費における地方負担は15.3兆円。

地方が独自に歳出する社会保障費

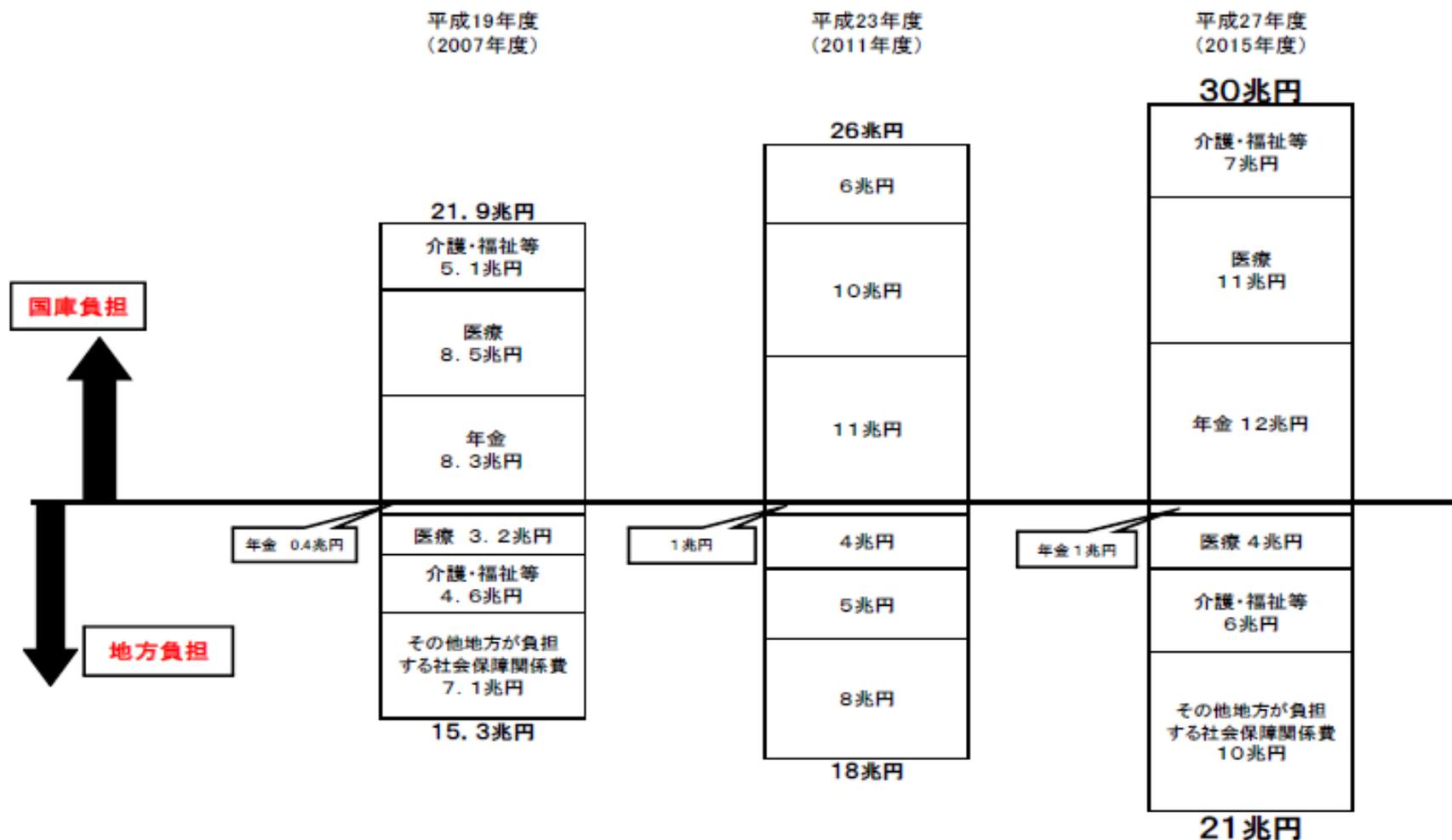
	医療	その他社会福祉
法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業(約3.2兆円)	予防接種(880億円)[予防接種法] がん検診・がん予防等成人病対策(680億円)[健康増進法・がん対策基本法] 乳幼児健康診査(550億円)[母子保健法] 妊産婦健康診査(140億円)[母子保健法] 母子保健対策事業(170億円)[母子保健法] 保健所・保健センター運営費(2,960億円)[地域保健法] 病院事業会計繰出金(4,040億円)[地方公営企業法] 救急医療対策事業(小児救急・周産期救急・夜間休日救急等)(640億円)[医療法]	保育所・幼稚園運営費(5,000億円)[児童福祉法・学校教育法] 児童館等児童福祉施設運営費(1,160億円)[児童福祉法] 放課後児童健全育成事業(340億円)[児童福祉法] 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター運営費(760億円)[老人福祉法] 民生委員活動事業(200億円)[民生委員法] 福祉事務所・児童相談所運営費(1,070億円)[社会福祉法・児童福祉法] 障害者支援施設運営費(570億円)[障害者自立支援法] 障害者自立支援事業(960億円)[障害者自立支援法]
	約1.2兆円	約2.0兆円
全国的に広く実施され定着している事業等(国庫補助事業の超過負担分や上乗せ事業を含む)(約1.2兆円)	乳幼児・老人・障害者等医療費助成(6,450億円)	幼稚園就園奨励費補助(260億円) 児童手当・児童扶養手当(1,050億円) 障害者福祉手当(840億円) 障害者交通費助成(260億円) 要援護ひとり暮らし高齢者生活支援(390億円) 介護予防・家族介護用品支援(100億円)
	約0.7兆円	約0.5兆円
その他(統一的な調査項目以外の事業費を集計したもの。括弧内は、各団体が任意に提出したものを抽出して記載)(約2.7兆円)	(新型インフルエンザ対策、難病患者支援等)	高齢者福祉関係(約6,000億円)(認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等) 障害者福祉・低所得者等対策関係(約7,000億円)(リハビリテーションセンター運営費、身体障害者住宅改造助成等) 少子化対策関係(約4,000億円)(家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業等)
	約1.0兆円	約1.7兆円

地方単独事業では地域的なバラツキが多く、その格差は拡大？

- ▶ 地方単独事業のうち、国の法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業は総額約3.2兆円。
 - その多くには、具体的な全国一律の基準はなく、地方の財政状況に応じてサービス・給付水準に違いがあると考えられる。
- ▶ 他の規定のない事業は約3.9兆円。
 - これについてはさらに、当該事業の存否を含め、サービス・給付水準に大きな違いがあると考えられる。
- ▶ 地方の単独事業分まで含めて考えると、社会保障における地域格差は大きい。
- ▶ このような地方の単独事業も今後5年で10兆円に拡大。その結果、社会保障の地域間格差もさらに拡大？

地方負担の将来推計

経済財政諮問会議鳩山議員提出資料「地方が負担する社会保障関係費について」平成20年12月16日



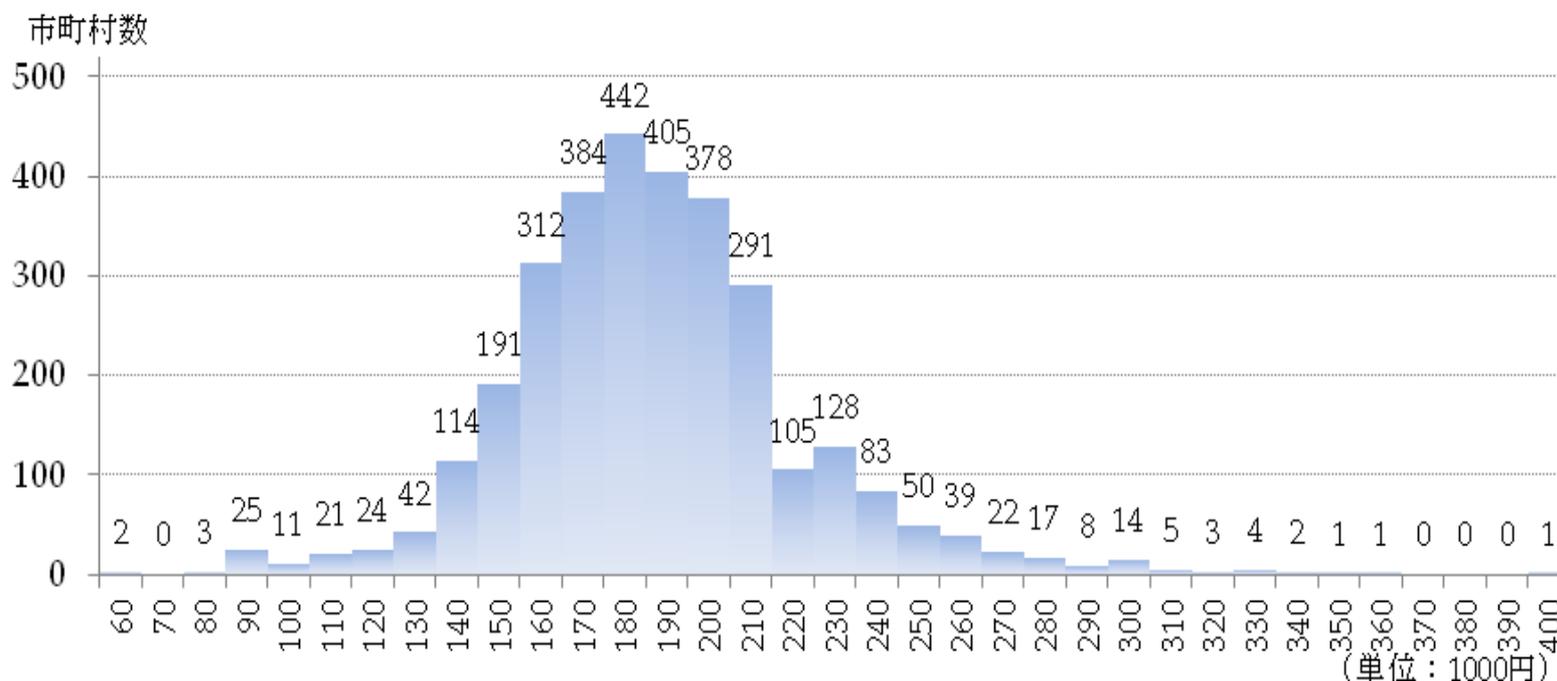
※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査(決算速報ベース)に基づいて推計。
 ※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。

既述の単独事業以外にも社会保障における地域間格差は存在する.

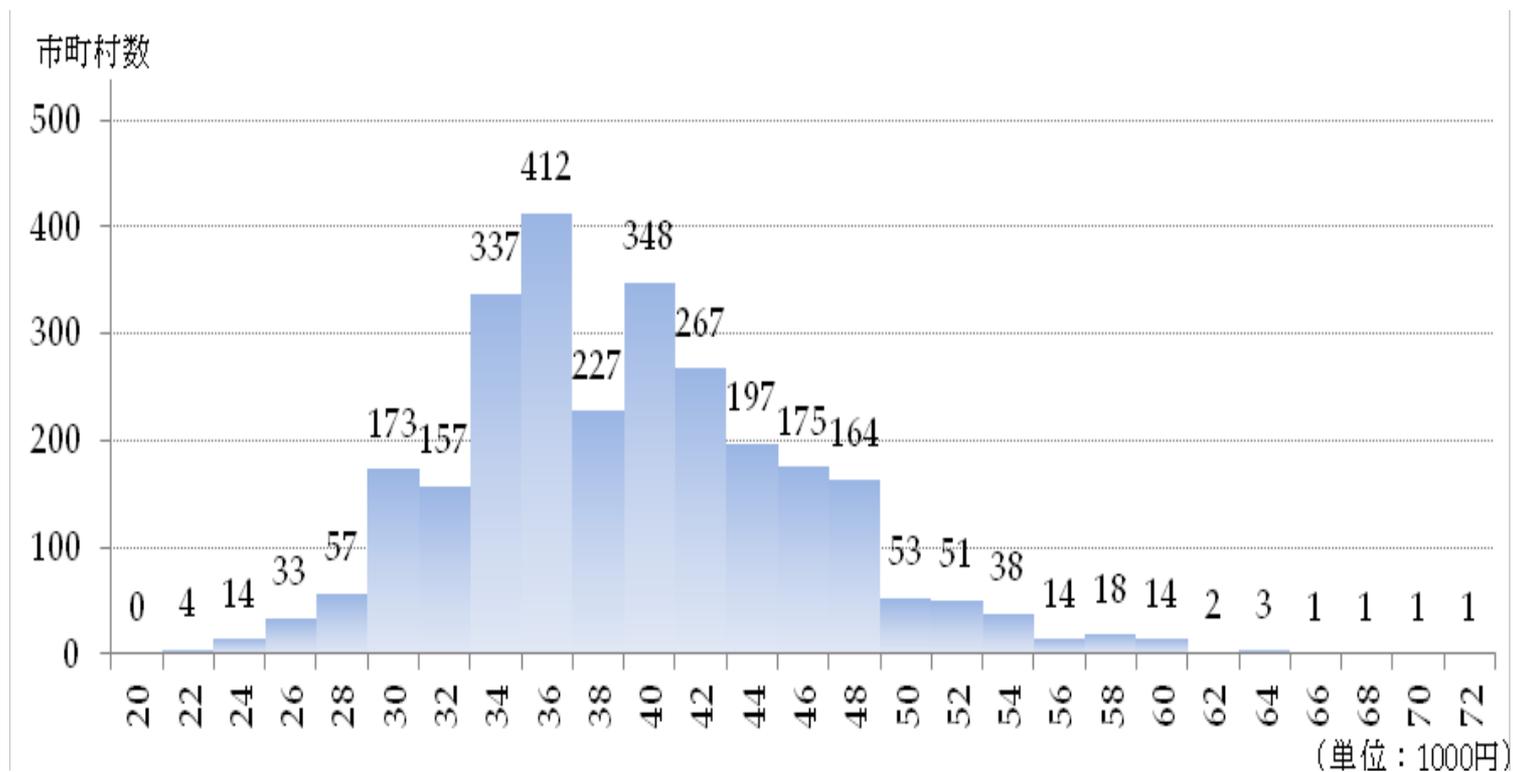
- ▶ 国民健康保険(地方特別会計)
 - カバーされる医療サービス, 自己負担額は同一であるにもかかわらず, 保険者(市町村)の間で大きな保険料の格差が存在(年間2万円から10万円まで)
- ▶ 介護保険(地方特別会計)
 - 国民健康保険と同様, 保険者(市町村)により大きな保険料の格差が存在(年間2万円から7万円まで)
 - 介護施設などの利用可能なサービスにも格差
- ▶ 生活保護制度
 - 保護基準は全国画一であるが, 運用に差がある?
 - 財源保障額に照らし合わせて, 一部では財源が不足し, 一部では余剰が存在する.
- ▶ 就学援助制度(地方一般会計—教育費)
 - 「学校教育法第19条」に規定されるものであるが, 「就学援助制度は地方自治の裁量であり, 市区町村の判断で適切に実施」するもの(2009年6月1日の衆議院決算委員会政府側答弁)
 - 準要保護世帯を対象とする給付額(年間0から13万円)ならび援助開始所得額(生活保護受給者所得の1倍から2.4倍)には大きな開き.

国民健康保険

- ▶ Annual NHI premiums for a couple with income of JPN¥2,306,000.

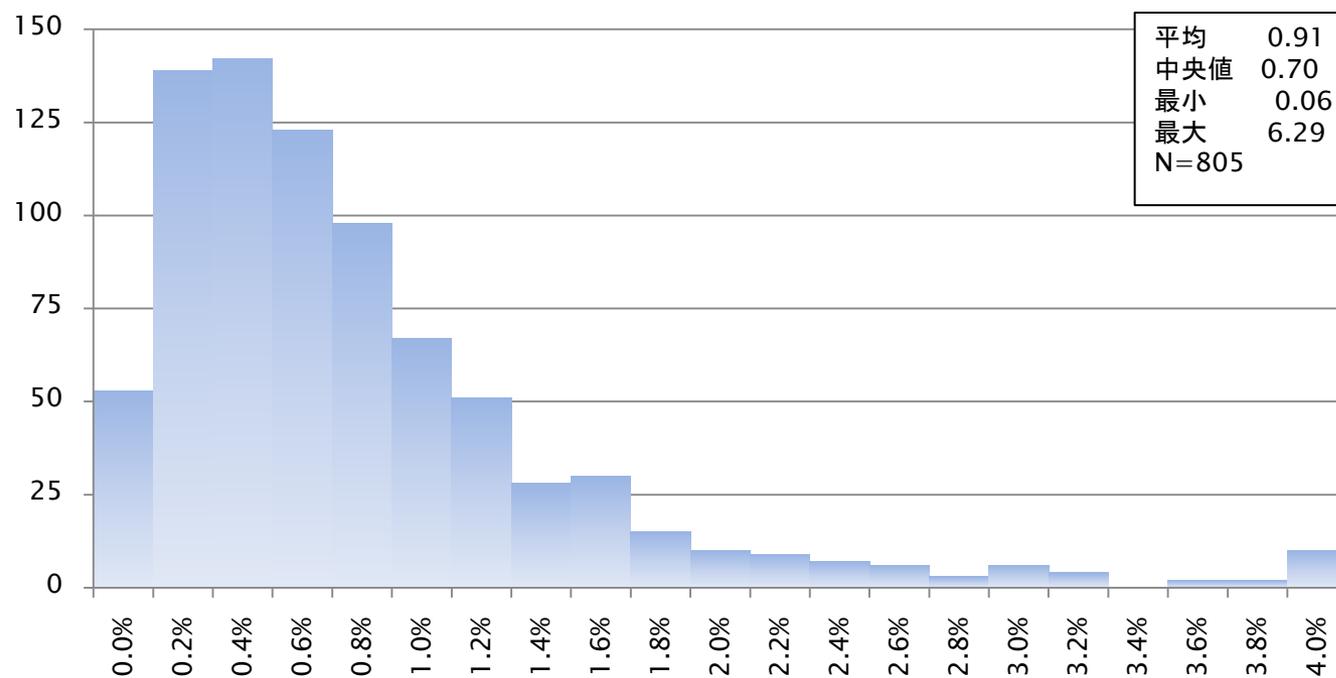


介護保険

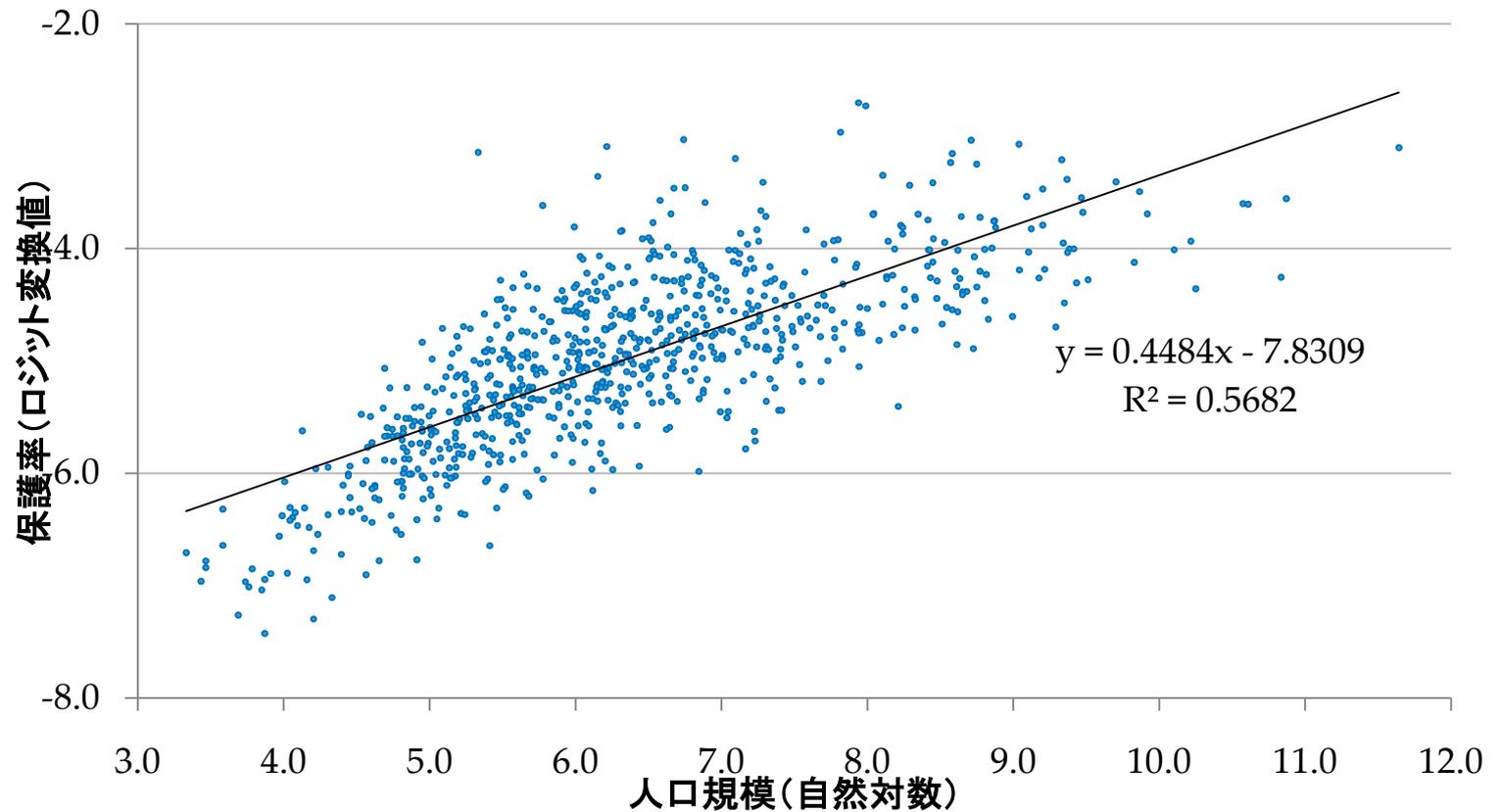


生活保護

▶ 保護率(保護世帯人員/人口:市部のみ)

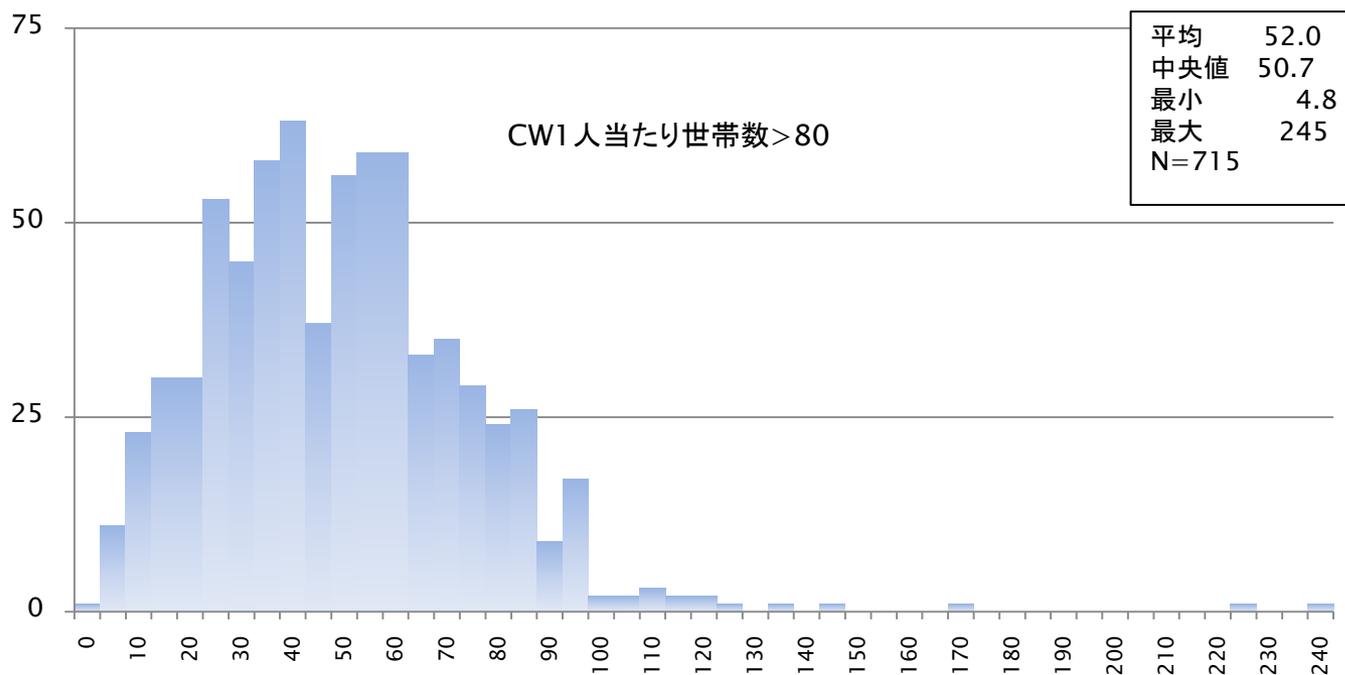


保護率(ロジット変換)と人口規模 (自然対数)

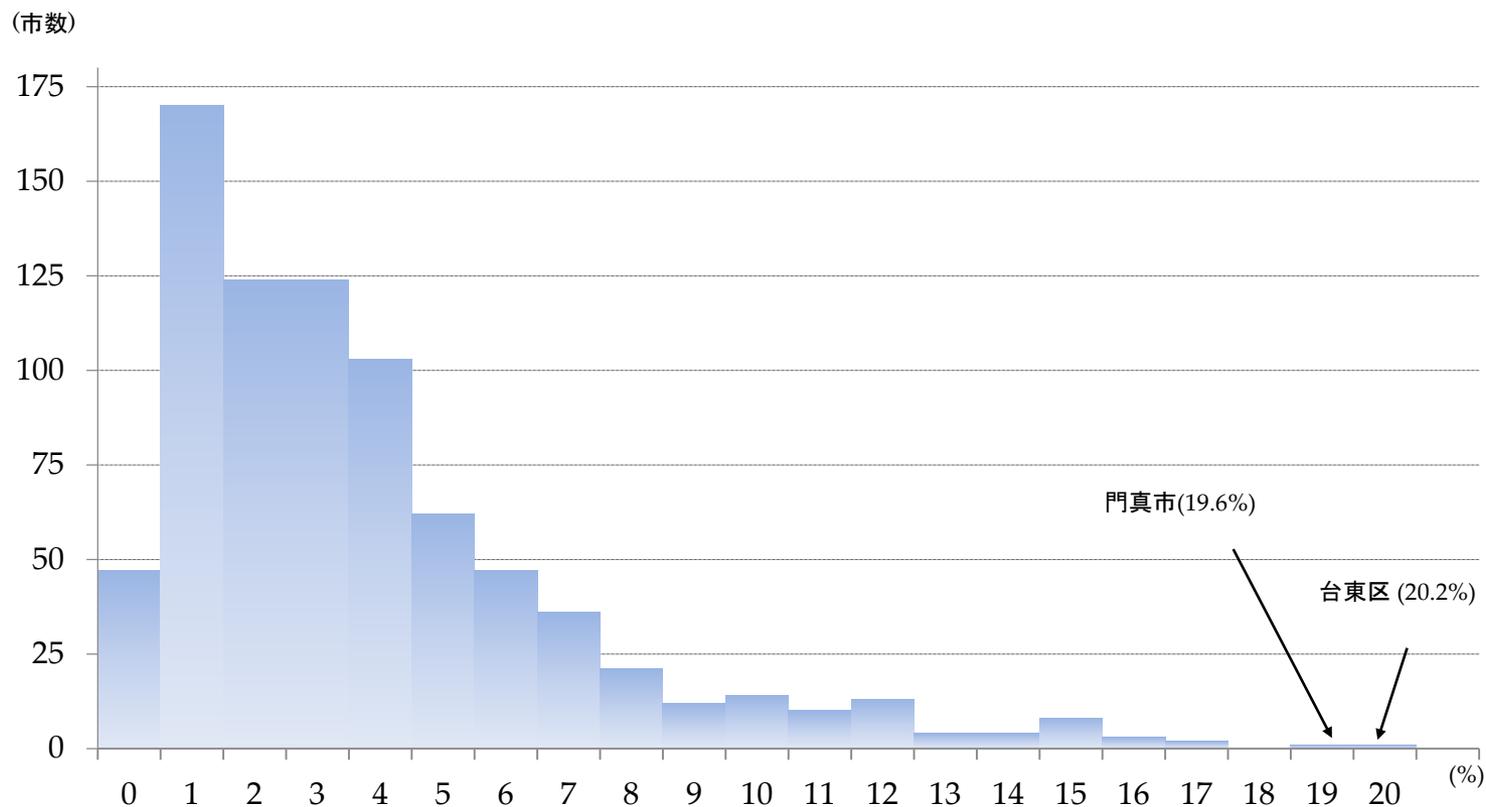


福祉事務所：現業員数

- ▶ 現業員(CW)の基準数(社会福祉法):生活保護240世帯未満3人, 80世帯増える毎に1人.
- ▶ 現業員数が足りない市がある一方で、「余裕がある」市も多く存在する.



一般会計歳出における生活保護費のシェア(%)の分布(2007年度)



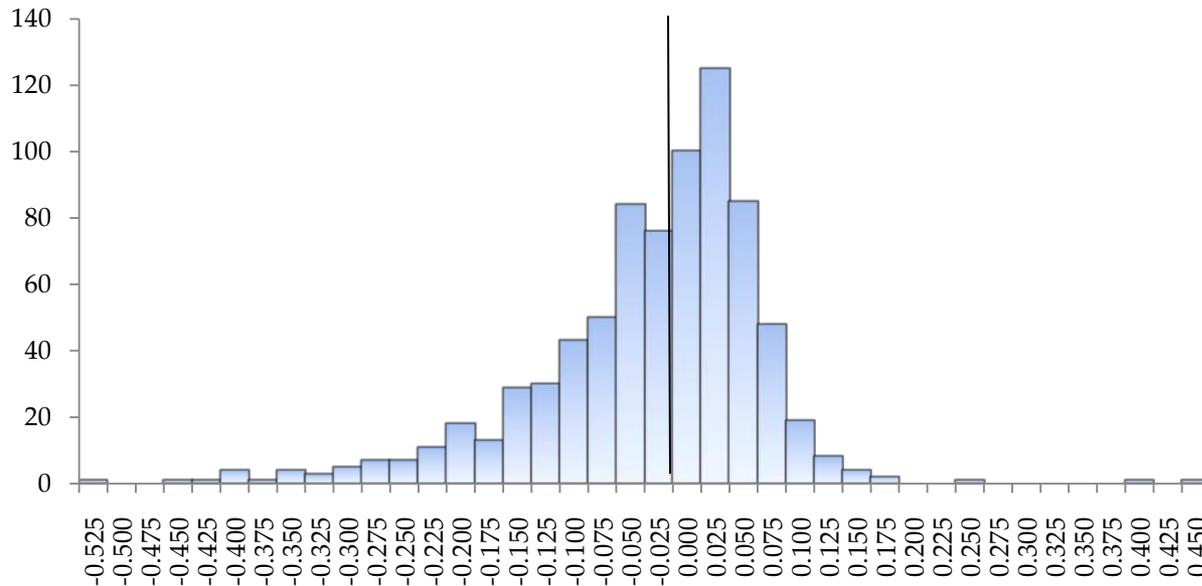
歳出に占める生活保護費の割合が10% 以上の市および東京都特別区(2007年度)

都道府県	都市名	生活保護費割合	都道府県	都市名	生活保護費割合	都道府県	都市名	生活保護費割合
東京都	台東区	20.23%	東京都	墨田区	13.65%	大阪府	和泉市	11.62%
大阪府	門真市	19.58%	高知県	高知市	13.18%	東京都	立川市	11.53%
福岡県	嘉麻市	17.89%	北海道	釧路市	13.08%	北海道	歌志内市	11.37%
福岡県	飯塚市	17.80%	東京都	北区	12.96%	北海道	苫小牧市	11.12%
福岡県	田川市	16.71%	北海道	室蘭市	12.85%	東京都	練馬区	11.12%
大阪府	東大阪市	16.43%	大阪府	堺市	12.78%	東京都	江戸川区	11.09%
大阪府	守口市	16.01%	北海道	旭川市	12.73%	徳島県	徳島市	10.99%
大阪府	大阪市	15.88%	北海道	札幌市	12.71%	東京都	中野区	10.97%
高知県	室戸市	15.88%	大阪府	八尾市	12.44%	沖縄県	沖縄市	10.89%
北海道	小樽市	15.77%	沖縄県	那覇市	12.41%	青森県	青森市	10.80%
福岡県	中間市	15.75%	東京都	清瀬市	12.34%	東京都	東村山市	10.80%
北海道	函館市	15.73%	東京都	大田区	12.27%	愛媛県	松山市	10.75%
東京都	足立区	15.69%	東京都	荒川区	12.25%	大阪府	豊中市	10.66%
鹿児島県	奄美市	15.27%	大阪府	松原市	12.12%	和歌山県	和歌山市	10.35%
大分市	別府市	15.20%	大阪府	寝屋川市	12.10%	京都府	京都市	10.16%
東京都	板橋区	14.81%	東京都	豊島区	12.07%	大阪府	泉南市	10.15%
福岡県	大牟田市	14.21%	福岡県	直方市	11.73%	鹿児島県	鹿児島市	10.07%
兵庫県	尼崎市	14.08%	東京都	葛飾区	11.73%	北海道	登別市	10.06%
福岡県	宮若市	14.02%	福岡県	行橋市	11.66%	大阪府	岸和田市	10.02%
東京都	新宿区		大阪府	藤井寺市	11.65%	大阪府	富田林市	10.01%

生活保護：財源

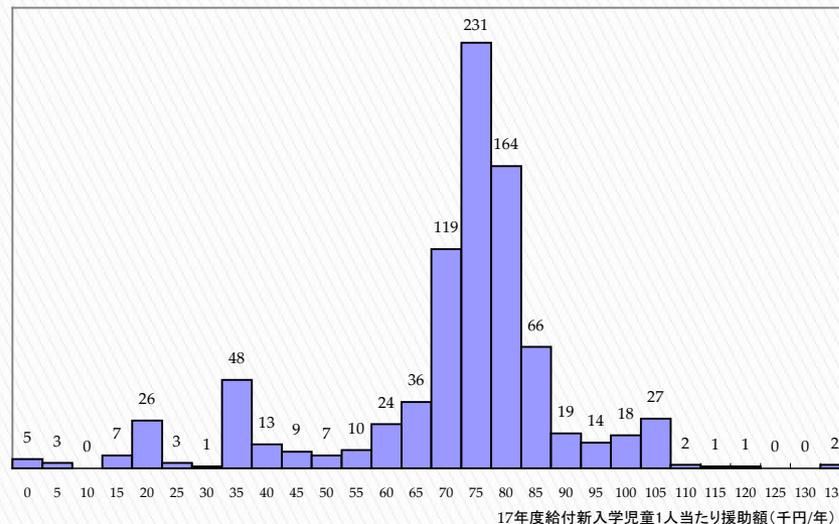
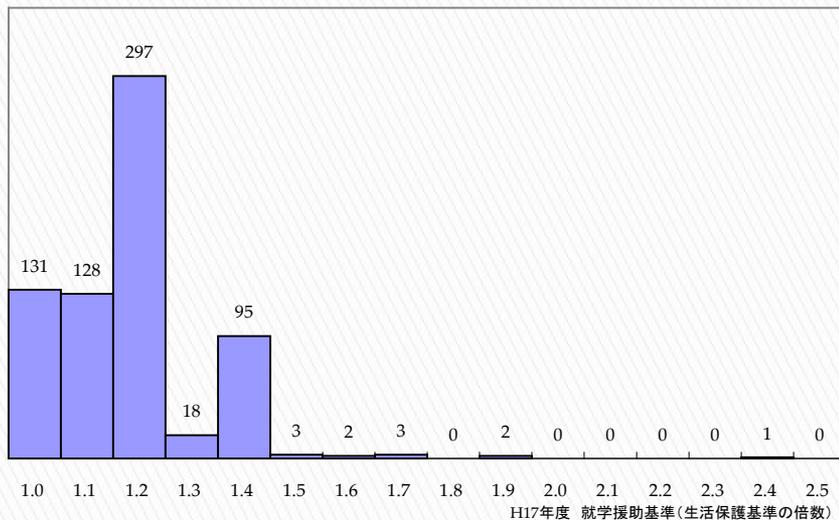
- ▶ 財源が不足する自治体が多い一方で、財源に余剰のある自治体も存在する。

$$\text{財源不足度} = \frac{\text{生活保護給付費} + \text{分母に対応する支出}}{\text{国庫負担金} + \text{基準財政需要額（生活保護）}} - 1$$



注：2007年度数値

就学援助の地域差



注: 湯田伸一氏提供アンケート資料による

准保護世帯基準(生活保護基準の倍数)による分布

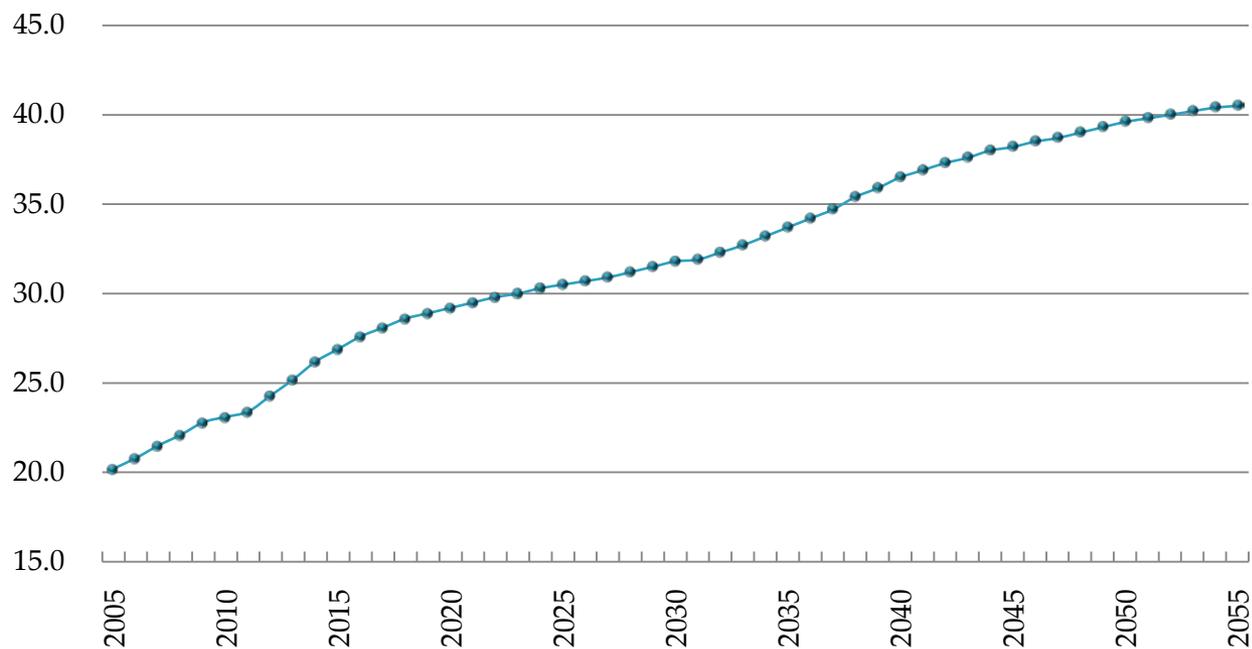
新入学児童(小学1年生)の1人当たり給付額による分布

近年の社会経済情勢の変化と「残余」プログラム＝地方の役割の増加？

- ▶ 高齢化＋労働市場慣行の変化＋貧困化によって、正規雇用中心の社会保障の「主流プログラム」から、「残余プログラム」への流れる人々が多くなるとともに、そのニーズも高くなる。
- ▶ 現行の制度を維持するならば、「残余プログラム」を受け持つ地方による社会保障の重要性が今以上に大きくなる。

高齢化

- ▶ 高齢化率は2030年までに31.8%となる。



出店: 国立社会保障人口問題研究所(Dec., 2006)

労働市場・慣行の変化

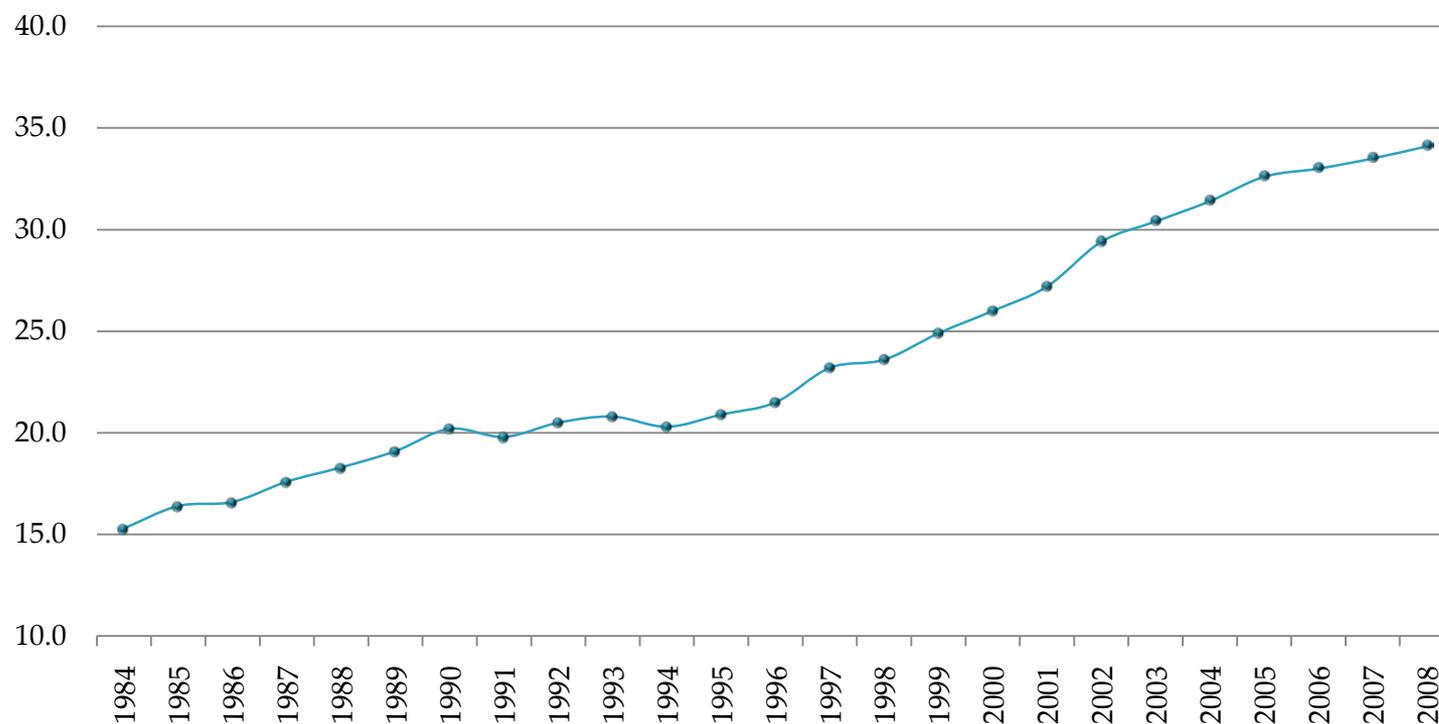
▶ 非正規雇用

- 非正規雇用者の比率は持続的に増加し、1984年に15.3%であったのが、2008年には34.1%となっている。
- 非正規雇用と正規雇用の賃金差は90年代初頭から拡大してきている。
- 非正規雇用者は「主流」の社会保障制度からこぼれやすい。

▶ 若年層の“non-active”化

- 15-19歳および20-24歳の層で、就業も就学もしない若者が増加？
- 本来、人的資本を蓄積すべき時期に、学校でも職場でもそうすることができない。
- 将来の定年金・無年金者？

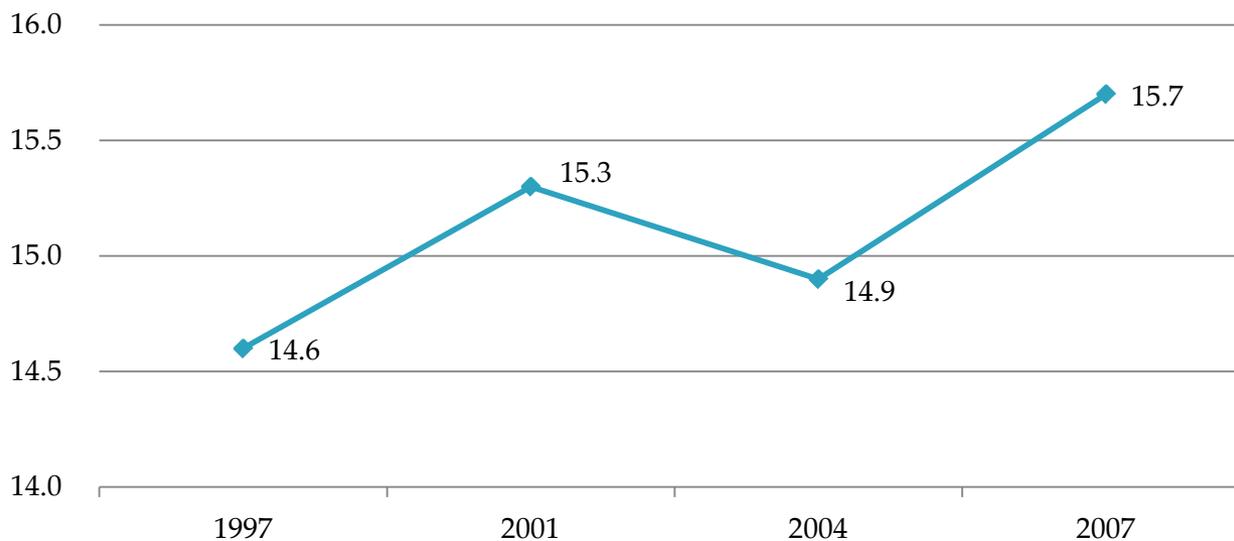
▶ 非正規雇用者のシェア



Source: *The Special Survey of the Labour Force Survey* (for 1984 to 2001), *Labour Force Survey* (for 2002 and 2008)

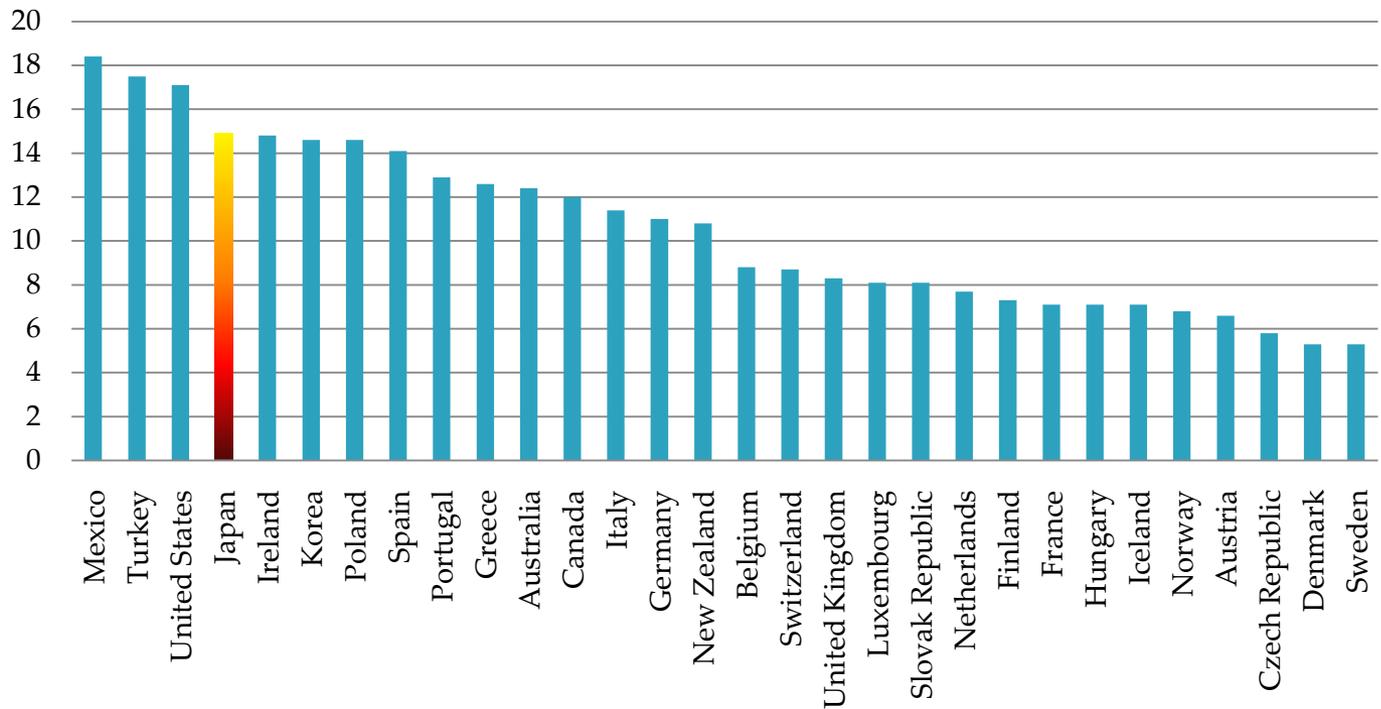
貧困化

- ▶ 日本の相対的貧困率(中位所得の半分の所得も有さない人々の割合)は上昇傾向にある？

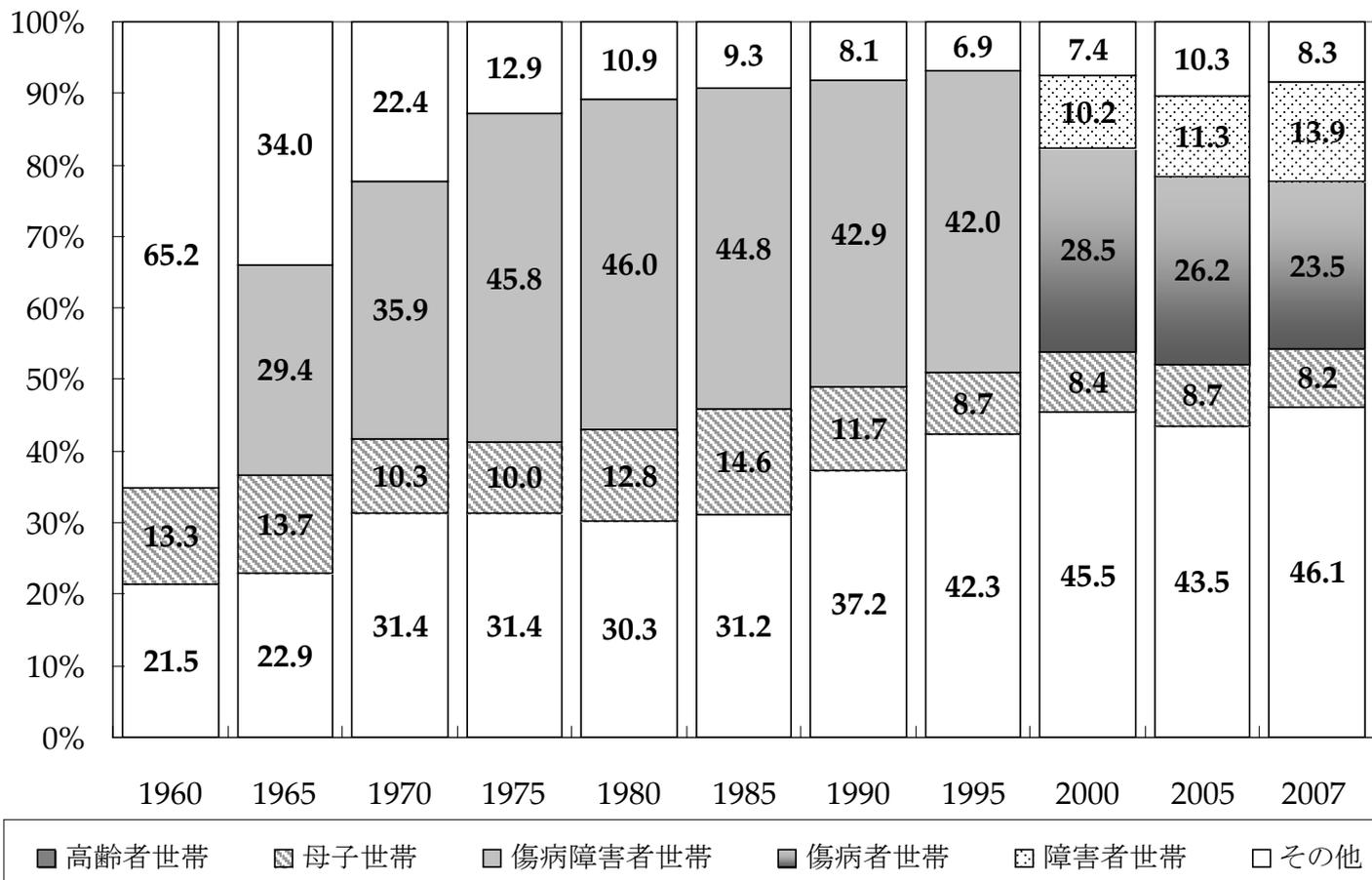


Source: OECD

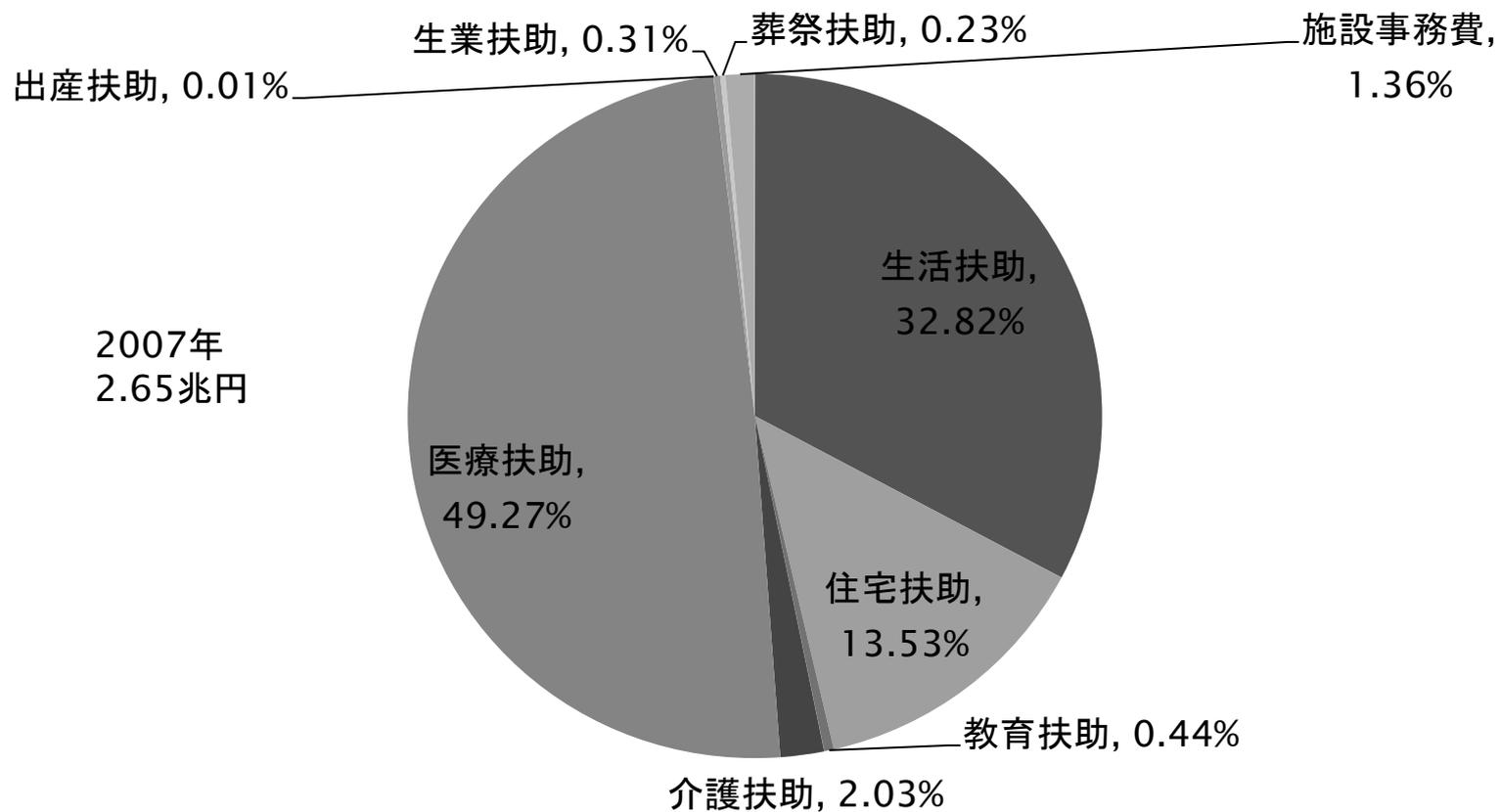
- ▶ いずれにせよ、日本の相対的貧困率はOECD諸国の中で、メキシコ、トルコ、アメリカについて高い。



世帯類型別被保護世帯数



生活保護費の概要



より統一された社会保障制度へ

- ▶ 地域格差が大きい理由としては、戦後の社会福祉制度の構築が、地方交付税を含む地方の一般財源にも依存して発展してきたことを反映？
- ▶ 社会保障の分野では「分権」が進みすぎている？
 - 追加的な給付(「上乗せ横出し」)は禁じられていない
 - 独自の事業も展開できる.
 - 財源の格差が影響しやすい(「受益と負担」???)
- ▶ 地方分権の潮流とともに、地方による社会保障の一般財源化(国庫負担率の減少)も進んでいる.
- ▶ 社会保障分野では、基準や財源の統一化(中央集権化！)も必要ではないか.

財源はどうするのか？

- ▶ 現在バラバラに行われている地方の社会保障給付・サービスを充実する形で基準化・統一化する場合，無給付・低サービスの地方がサービスを充実することになるため更なる財源が必要。
- ▶ 税収中立のいわゆる「税源移譲」(税収移転)では問題は解決しない
 - 国から地方へ税収移転→地方税総額は増えるが地方間の税収格差拡大→格差是正(財政移転の増加)→国の負担増→国からの社会保障サービスの減少
 - 税収移転+格差是正(財政移転の増加)+国の社会保障水準の維持(もしくは充実)→増税

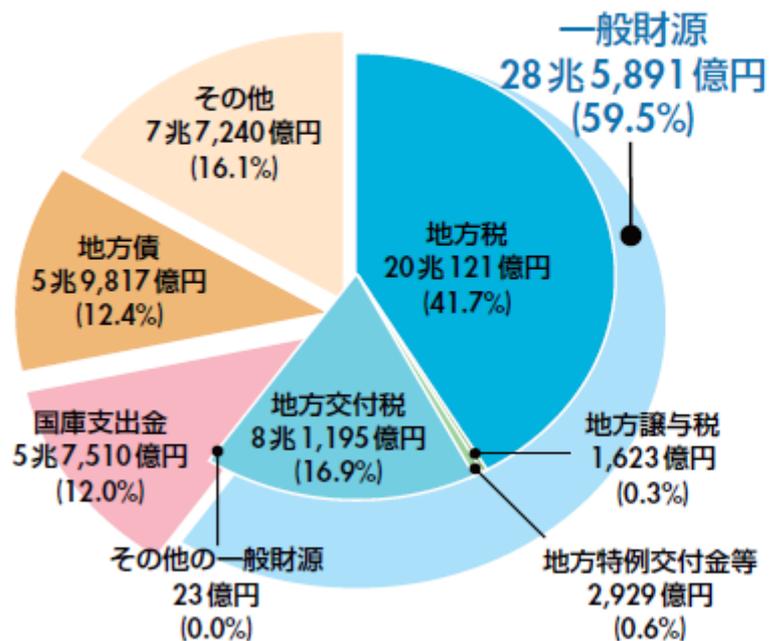
国税とともに地方税も増税を

- ▶ 税収移転と格差是正は同時には無理であるから、地方税のウエイトを増す場合は、税収移転(いわゆる「税源移譲」)ではなく、地方増税で。
 - 住民税は個人所得、固定資産税は土地、家屋、償却資産という非常に大きな課税ベースをもつ。
 - これら2税の標準税率を上げる。

地方歳入(平成20年度)

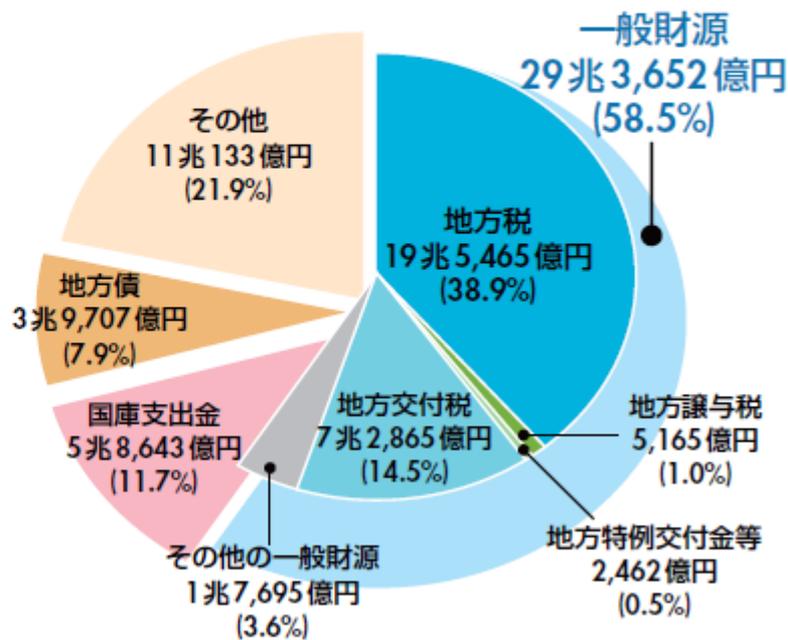
都道府県

48兆458億円



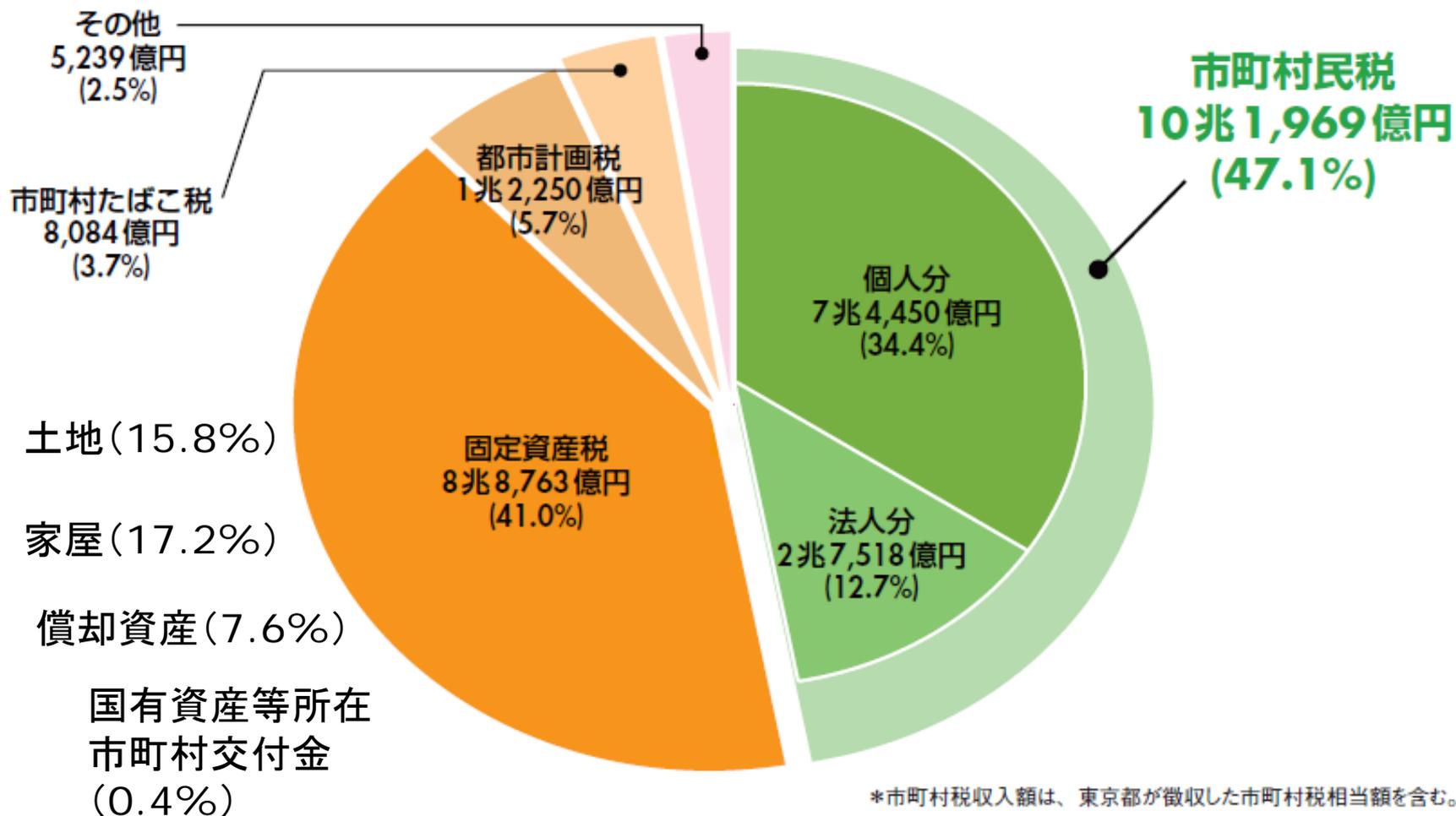
市町村

50兆2,135億円



●市町村税の税収の構成 (平成20年度決算)

総額 **21兆6,305億円**

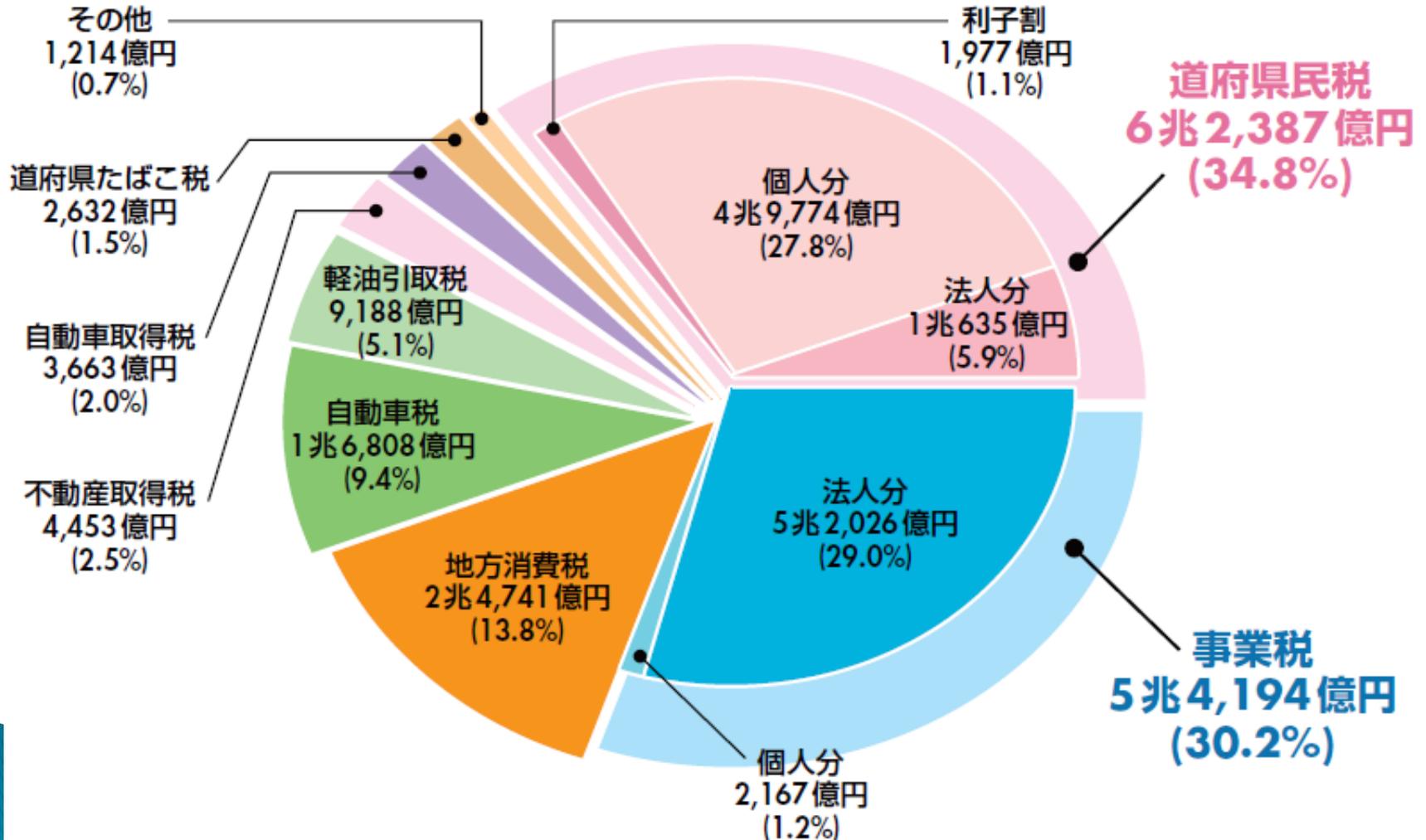


*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

●道府県税の税収の構成 (平成20年度決算)

総額

17兆9,280億円



固定資産税

- ▶ 固定資産税は現在でも市町村税の4割，地方税収計の2割を占める基幹税である。固定資産税にはメリットがあり，そのウエイトを更に増加させることで，社会保障の財源としても望ましい結果をもたらすと考えられる。

固定資産税：メリット1

- ▶ メリット1：受益と負担の関係が明確にできる。
 - 経済理論的にも、経験的にも、優れた環境にある土地や家屋の価格は高い。現代社会では優れた環境の重要な要因は地域の公的インフラや公共サービスであり、他の条件が等しければ、良い政府サービスが受けられる地域の地価は高くなる。
 - 固定資産税の比重を大きくすると、便益を受けたものほど高い税金を支払うことになるから、増税を受益の観点から正当化しやすい。

固定資産税：メリット2

- ▶ メリット2：他の地方税より高い再分配効果をもつと考えられる。
 - 高額所得者の大部分は何らかの固定資産を保有している。そして多くの場合、個人所得に対する固定資産額の比率は高所得者ほど高くなるであろう。
 - 「固定」資産であるから税務的にも個人所得と比べ補足は容易である。
 - 固定資産税は、脱税や租税回避の少ない、平均的には所得に対する累進度の高い税と考えられる。
 - そのような税のウエイトを高めることは社会保障財源の確保の観点からも望ましい。

世帯年間収入	現住居の敷地を所有	現住居以外の住宅を所有			原住居以外の住宅の用途			
		比率	世帯当たり延面積(m ²)	平均戸数	親族居住用	二次的住宅・別荘	貸家用	その他
200万円未満	35.0%	3.3%	154	1.7	31.0%	4.4%	51.8%	13.1%
200～300	45.3%	4.9%	144	1.8	28.0%	4.3%	58.0%	9.7%
300～400	49.5%	6.0%	158	1.9	25.8%	5.1%	60.0%	9.1%
400～500	53.6%	6.9%	174	2.1	21.1%	4.9%	66.2%	7.7%
500～700	59.9%	8.3%	173	2	23.8%	4.6%	63.6%	7.9%
700～1000	68.7%	12.0%	188	2.3	22.4%	4.2%	66.2%	7.2%
1000～1500	74.8%	17.8%	215	2.7	16.8%	4.3%	72.9%	6.0%
1500～2000	78.1%	25.8%	304	3.8	13.4%	4.9%	76.1%	5.6%
2000万円以上	78.1%	37.2%	442	5.9	8.3%	6.4%	81.1%	4.3%

平成15年度土地基本調査

▶ 土地はもっているが現金収入が低い世帯に対しての配慮？

- 住居以外にも広大な土地を有している世帯には、原理主義的に、土地を持つ限りは等しく課税して構わない。
- 狭い自分の土地で少ない年金で暮らす高齢者世帯にとっては、固定資産税の増税は生活水準を更に困窮化させる。
 - 固定資産税を負債ポイントとして累積させ、土地の相続時に相続税に加えて課税。

固定資産税：問題

▶ 家屋の評価方法

- 家屋に関しては実際の経済的価値から乖離した算定方法が用いられている。技術的に可能な限り、実際の経済的価値を家屋の評価額に反映する努力がとられるべきである。

▶ 償却資産

- 固定資産税の償却資産部分は実質には企業課税であるから、経済学的視点に立つと地方法人2税と同様に国税化されるべきかもしれない。
- この部分は、国税もしくは譲与税として、地域間格差を解消するための政府間財政移転に充てられるべきであろう。

固定資産税：問題

- ▶ 土地に対する多段階に渡る軽減措置
 - 固定資産税の土地評価額は公示価格の約7割に設定され、実際の価値を大きく下回る.
 - 一般住宅用地の場合、規模に応じてさらに評価額が圧縮されている(200m²以下1/6; それ以上300m²以下まで1/3).
 - 農地の場合は、一般市街化区域内では住宅用地と同様であるが、一般農地では農業からの収益に基づいて評価されるため、宅地と比べて優遇されている.
 - 評価替え時(3年に1度)に、評価額が変動する場合、それを緩和する措置もある。(負担水準=旧評価額/新評価額)
 - 下がる場合(負担水準が100%以上), 通常通り
 - 上昇率が0超25%以下(80%≤負担水準<100)→据え置き
 - 上昇率が25%超(負担水準<80%)→変化率に応じて引き上げ)

消費税について

- ▶ 地方税の増税は必ず地域格差を生む.
- ▶ 特に地方社会保障サービス・給付における格差調整の財源には国の介入が必要.
- ▶ そのためには国の増税は必要.
 - 消費税が地域的偏りが少ないとはいっても、現行の地方消費税の増税はさらに税収格差を増大する.
 - 現行の地方消費税は譲与税として再編し、地方の社会保障ニーズに従い配分.
 - 消費税も増税し、その一部は地方消費税＝社会保障譲与税の追加原資とする.